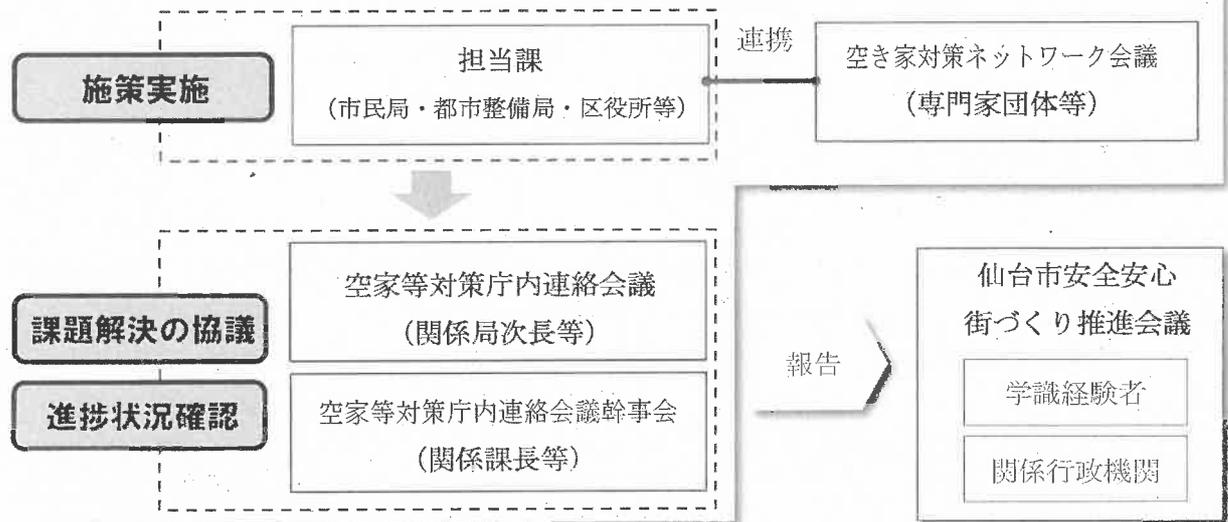


空家等対策の実施体制について

平成29年3月に策定した空家等対策計画に基づく具体的施策を効果的かつ効率的に推進していくにあたっては、専門家団体や関係機関との連携と庁内関係部局による組織横断的な対応が重要となることから、下記推進体制に基づき実施していくこととしている。

【空家等対策計画の推進体制】



(1) 仙台市空き家対策ネットワーク会議

[目的]

専門家団体や関係団体等と情報共有及び連携の強化を図り、空家等対策を推進する。

[構成団体・機関]

司法書士会、行政書士会、法務局、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、日本建築家協会、建築士会、建築士事務所協会、老人福祉施設協議会、七十七銀行、仙台銀行、税理士会、解体工事業協同組合、宮城県警察、消防局、市民局、都市整備局

[部会]

住宅活用検討部会

[開催予定]

令和2年8月 仙台市空き家対策ネットワーク会議

令和3年1月 住宅活用検討部会①

(2) 空家等対策庁内連絡会議及び空家等対策庁内連絡会議幹事会

空家等対策計画に基づく各施策の進捗状況や実績等について、毎年度当会議に報告を行い、課題解決の協議や情報共有を図る。

(3) 仙台市安全安心街づくり推進会議

空家等対策計画における各取り組みについては、年1回、本市の附属機関である当会議において進捗状況を報告し、意見を伺う。(令和2年8月4日開催)